

農業次世代人材投資事業

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援する資金**を交付します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [令和5年まで]

<事業の概要>

準備型

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付

交付対象者: 就農予定時に49歳以下の者

交付額 : 研修期間1年当たり150万円

(交付対象となる研修期間は最長2年間)

交付主体 : 都道府県

青年農業者等育成センター
全国農業委員会ネットワーク
機構

経営開始型

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付

交付対象者: 独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額 : 1年当たり最大150万円
(最長5年間)

交付主体 : 市町村

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農^{※1}又は雇用就農又は親元就農^{※2}を目指すこと
※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
※2 就農後5年以内に経営を継承すること(法人の場合は共同経営者になること)
- 2 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 3 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負うと市町村長に認められること
- 4 人・農地プランに中心経営体として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

<交付停止・返還等>

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合
- 4 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 5 親元就農者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(法人の場合は共同経営者にならなかった場合)

サポート体制・中間評価

- 1 市町村にサポート体制を整備し、課題に応じ支援
- 2 交付2年目終了後、中間評価を行い、支援方針を決定

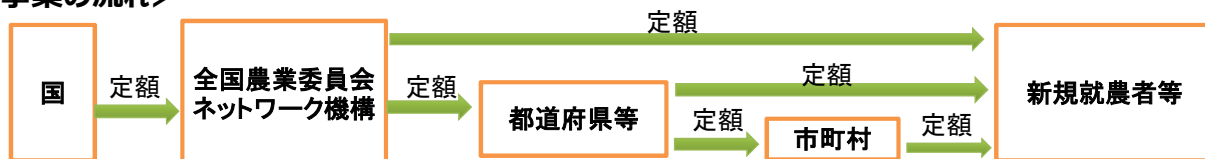
交付停止

- 1 本人の前年の総所得(農業次世代人材投資資金を除く)が350万円以上の場合(なお、総所得100万円以上で交付金額が変動)
- 2 適切な経営を行っていない場合
- 3 中間評価において経営の改善が見込みがたいと判断された場合

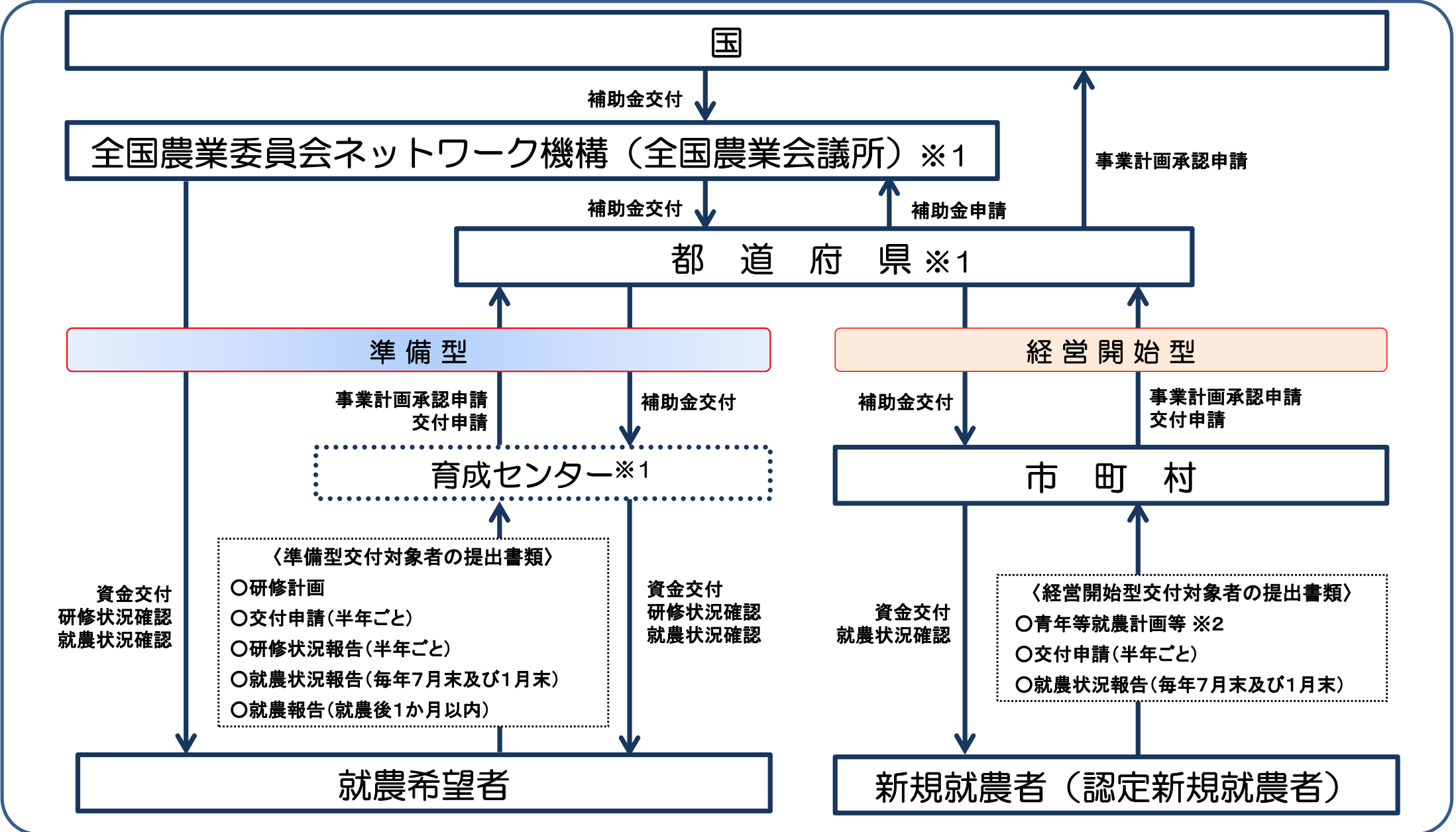
返 還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

<事業の流れ>



○ 農業次世代人材投資事業の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが交付する。(所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業委員会ネットワーク機構 (全国農業会議所) から交付することができる。この場合、研修後の就農状況は、全国農業委員会ネットワーク機構 (全国農業会議所) と就農先の都道府県が協力して確認する。)

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの